○北陸地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
羽咋市四柳町れ一一番一から石川県羽咋郡宝達志水町杉野屋れ四番一まで	前	A　七・四〇～五二・〇〇メートル	五・九九一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　A　七・四〇～五二・〇〇メートル　一五・〇〇～五二・〇〇メートル	五・九九一　三・九二二	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市小川字狐屋敷一二二七番一から同市小川字北川原七二四番一地先まで	前	一一・七八～二四・五〇メートル	〇・〇〇七キロメートル
	後	一五・五〇～二四・五〇メートル	〇・〇〇七

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	村上市小川字狐屋敷一二二七番一から同市小川字牛明八七一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年一月十日

○中国地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東広島市八本松町大字飯田字大山一九四五番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで	前	A　九・五〇～一八〇・〇〇メートル	四三・四八六キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　C・D　一〇〇・四〇～一二〇・〇〇メートル	一七・六六八	
		B　A　九・五〇～一八〇・〇〇メートル　一〇〇・四〇～二二五・〇〇メートル	四三・四八六　一七・六六八	
		C・D　一〇〇・〇〇～一二〇・〇〇メートル	六・〇一〇	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十日　中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	広島市南区宇品東五丁目一番四から同市中区光南四丁目八九二番八〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年一月十日

○中国地方整備局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岡山県久米郡久米南町下弓削字下沖三八一番一から同町下弓削字上沖三八九番一まで	前	一五・〇〇～二〇・五〇メートル	〇・〇〇七キロメートル
	後	一五・〇〇～二五・〇〇メートル	〇・〇〇七

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○九州地方整備局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北九州市八幡西区養福寺町三二一番一〇から同市八幡西区上の原四丁目一番まで	前	二〇・〇〇～三七・七〇メートル	〇・二三一キロメートル
	後	一七・六〇～四五・八〇メートル	〇・二三一

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所